

呉市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 改定の趣旨

呉市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により、本市域におけるごみやし尿の処理に関し、発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策などの基本的な事項を定めた法定計画です。

計画は、令和 4 年 3 月に策定し、「みんなで築く循環型社会『エコポリス・くれ』」及び「水質の保全・快適で衛生的な生活環境の確保」を基本理念に掲げ、市民・事業者・市が連携・協力を深め、4R（リフューズ：不要なものは買わない、リデュース：ごみの発生を減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：再資源化する）の推進などに取り組んでいます。

令和 8 年度は、計画期間の中間年度であり、目標の達成状況や施策の実施状況を検証し、各種法改正や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえながら、今後のごみの減量及び処理体制の方向性と施策について、計画の見直しを行うものです。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和 4 年度～令和 13 年度（10 年間）

(2) 計画の位置付け

計画は、第 5 次広島県廃棄物処理計画（令和 3 年度～令和 8 年 10 月）、本市における上位計画である第 3 次呉市環境基本計画等を踏まえ、廃棄物処理法第 6 条第 2 項各号に掲げる事項について定め、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正な処理を長期的かつ総合的な視点に立って計画的に推進するものです。

(3) 廃棄物処理法第 6 条第 2 項の規定により計画で定める事項

- ア 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 改定の方法

市民・事業者・市が一層の連携・協力を深め、持続可能な一般廃棄物処理行政を推進する計画とするため、計画の内容に対し、次のような調査、検討等を行います。

- ・計画の目標値の達成状況や各施策の取組結果についての検証・評価
- ・プラスチック資源分別収集開始後のごみ排出実態調査
- ・人口戦略も加味した将来のごみ排出量の予測
- ・本市のごみ処理に関する課題を踏まえた方針の検討

4 今後のスケジュール（案）

計画の改定に当たっては、改定素案についてパブリックコメントにより、市民の意見を募るとともに、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項等を審議するため、呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）第5条の規定により設置している呉市廃棄物審議会に改定素案及び最終案について諮問し、答申を受けることとしており、適宜、議会への報告を行いながら進めていく予定としています。

	令和8年					令和9年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会 【行政報告】	● (改定の実施)			● (改定素案のパブリックコメント実施)				● (最終案)
廃棄物審議会 【諮問・答申】			● (改定素案について)				● (最終案について)	
計画改定までの事務の流れ	現状把握等					パブリックコメント		
	改定素案作成					最終案作成		改定